

# 入湯税特別徴収の手引

富 津 市



## 1 はじめに

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客に御負担していただく税金です。

入湯税の徴収は、地方税法及び富津市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者が、入湯客から徴収していただき、毎月、富津市に申告及び納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者におかれましては、この手引きを御覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについて御理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収に御協力いただきますようお願いいたします。

## 2 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興、観光施設の整備に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については、特別徴収の方法によることとされています。

### (1) 制度の概要

#### ア 納税義務者

鉱泉浴場の入湯客

#### イ 課税されない者

- ・ 年齢12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

#### ウ 税率

入湯客1人1日につき150円

#### エ 徴収の方法

徴収については、特別徴収の方法となります。

#### オ 特別徴収義務者

鉱泉浴場の経営者で、市長に申告が必要となります。

#### カ 特別徴収の手続

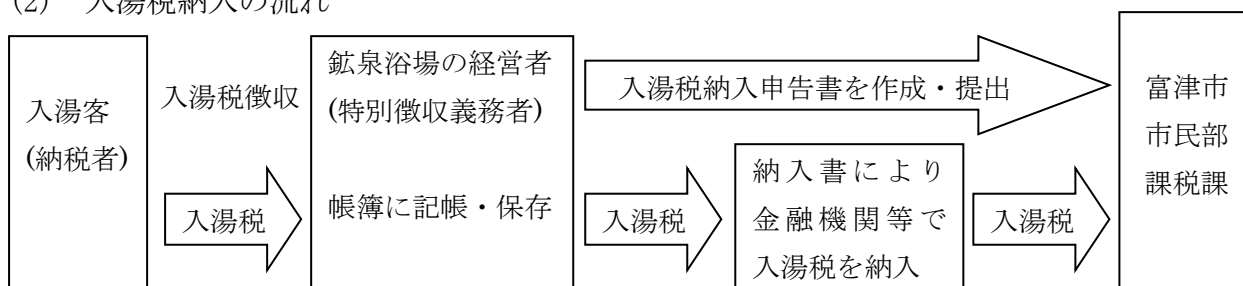
特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに、前月分の入湯客数、税額等記載した「入湯税納入申告書」を提出するとともに、納入金を富津市に納入します。

#### キ 帳簿記帳義務等

特別徴収義務者は、入湯客数、税額を帳簿に記帳し、法律上はその帳簿を

記載した日から1年間保存しなければなりません。

## (2) 入湯税納入の流れ



## 3 納税義務者

市内の鉱泉浴場において入湯した入湯客になります。

「鉱泉浴場」とは温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは温泉法に規定する地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するものになります。

## 4 課税されない者

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除されます。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

## 5 税率

入湯税の税率は、入湯客1人1日について150円です。

## 6 徴収の方法

入湯税の徴収方法は「特別徴収」によります。

「特別徴収」とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）の方に、納税義務者（入湯客）から入湯税を徴収していただき、富津市に納入していただく方法です。

## 7 特別徴収義務者

鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次の内容を「鉱

泉浴場経営開始申告書」によって市長に申告しなければなりません。また、申告した事項に異動があった場合においても「鉱泉浴場経営異動届出書」で届出をしなければなりません。

- (1) 経営者の住所及び氏名又は名称
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 個人番号又は法人番号
- (4) 鉱泉浴場施設の名称
- (5) 鉱泉浴場施設の代表者又は管理人の氏名
- (6) 経営の内容
- (7) 客室数及び収容人員
- (8) 鉱泉浴場施設の電話番号
- (9) 営業開始年月日

## 8 特別徴収の手続

特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税額等を記載した「入湯税納入申告書」を提出し、その納入金を納入書によって納入しなければなりません。

## 9 帳簿記帳義務等

特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、毎月の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、記載の日から1年間保存しなければなりません。

問合せ先

〒293-8506

千葉県富津市下飯野2443番地

千葉県富津市 市民部 課税課 市民税係

☎0439-80-1241